

登録料無料

西原町プレミアム付商品券

取扱店募集！！

西原町では地域活性化のため、令和元年10月に「西原町プレミアム付商品券」を発行します。これに伴い、商品券が利用できる取扱店を募集しています。

取扱店参加資格

西原町に店舗・事業所等を有する事業者（町内の店舗に限る）

<<取扱店業種一例>>

- ◆小売業（食料品、衣料品、日用品雑貨、本、家電、自動車、自転車など）
- ◆飲食業（飲食店、喫茶店、居酒屋など）
- ◆サービス業（理・美容、クリーニング、エステなど）
- ◆その他（リフォーム、造園、建具、内装工事、防水工事、電気工事など）

<<注意事項>>

一部の業種（以下に該当するもの）ではご利用になれません。

- ◆出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- ◆有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ◆たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ◆事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ◆土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- ◆現金との換金、金融機関への預け入れ
- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- ◆特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ◆商品券の交換又は売買
- ◆その他、町が不適当と認めるもの

※詳しくは下記の連絡先へお問い合わせください。

申し込み方法

- ◆裏面の「取扱店登録申込書」は、西原町商工会窓口にてお申し込みください。
- ◆複数の店舗がある場合でも、個別の店舗ごとに申請してください。
- ※「取扱店登録申込書」は西原町商工会ホームページでダウンロードできます。

申し込み期間

令和元年8月19日(月)から
令和元年9月5日(木)まで

※その後も受付は実施しますが、商品券引き換え時に配布する一覧表には記載されません。

商品券利用期間

令和元年10月1日(火)から
令和2年2月29日(土)まで

お問い合わせ

【10月30日(木)までのお問い合わせ先】
西原町商工会
〒903-0122 西原町字小橋川1番地5
TEL:945-6136 FAX:946-6627

【11月1日(金)以降のお問い合わせ先】
西原町役場 産業観光課
〒903-0111 西原町字与那城140-1
TEL:945-4540 FAX:945-4580